

旅費・交通費支払い運用規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本歯車工業会（以下「工業会」という）が開催する講演会、講習会、研修会、会議等の講演者、講師、委員等に対して支払う旅費・交通費を規定する。

第2条（定義）

本規程において旅費・交通費とは以下のものをいい、支払基準および支払額は別表1のとおりとする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊料

第3条（交通機関利用の原則）

1. 交通機関は原則として公共交通機関を利用することとし、経済的、効率的な経路および方法によるものとする。ビジネスクラス以上、およびグリーン車の利用は認めない。また、長距離のタクシー利用等、やむを得ない事情で本原則を逸脱せざるを得ない事情がある場合は、あらかじめ事務局長の許可を得るものとする。
2. 交通費の計算において、起点および終点は原則として自宅とする。

第4条（宿泊の原則）

宿泊は連日の講義や交通事情等、やむを得ない場合に限るものとし、12,000円/泊を限度に実費を支給する。ただし、宿泊地が政令指定都市である場合は、限度額に2,000円を付加することとする。

第5条（報告および精算）

帰着した際は、速やかに工業会へ報告しなければならない。また、航空機、新幹線、特急、タクシーを利用した場合は領収証の原本を提出すること。

第6条（謝金の支払い）

謝金については、謝金の支払い運用規程により支払う。

第7条（委任）

本規程で定められていない事項及び本規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第8条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の承認を経てこれを行う。

附則

1. 本規程は2017年12月8日より施行する。
2. 2022年12月9日に一部改定

【別表1】 「謝金の支払い運用規程」 「旅費・交通費支払い運用規程」 共通

■支払基準

講義・講演会	対象者	講師謝金	旅費交通費
ギャカレッジ、その他の講義・講演会	学会関係講師	○	○
	企業講師・企業委員	○	○

委員会会議	対象者	会議出席謝金	旅費交通費
国内開催の各委員会	学会関係委員	○	○
	企業委員	×	×

■支払額

1. ギャカレッジ講座の「講師謝金」と「会議出席謝金」

種類	金額	支払区分
講義（座学）	20,000円/1時間	講師個人
基礎実習 （久留米工業高等専門学校受託事業）	130,000円/年	団体
基礎実習 （久留米工業高等専門学校以外の講師）	36,000円/2日間	講師個人
基礎実習 （久留米工業高等専門学校寄附金）	200,000円/年	団体
テキスト原稿執筆料（新規）	40,000円/1講義	講師個人
現場実習Ⅰ	216,000円/2日間	団体
現場実習Ⅱ	324,000円/5日間	団体
会議出席謝金（企業委員を除く）	委員長、副委員長：8,500円/日	
	委員：7,100円/日	

2. ギャカレッジ講座を除く、その他の委員会の「講師謝金」と「会議出席謝金」

種類	金額
講師謝金	20,000円/1日（3時間以内）
	40,000円/1日（3時間超）
会議出席謝金（企業委員を除く）	委員長、副委員長：8,500円/日
	委員：7,100円/日